

## 市第 59 号議案 横浜市道路占用料条例の一部改正について

### 1 道路占用料条例の改正理由

道路法が改正され、占用者の選定における入札制度（以下「占用入札制度」という。）が定められました（平成 27 年 4 月 1 日施行）。

これにより、本市においても、占用者選定手続の公平性、透明性をより高め、占用料収入の増加を図るとともに、地域のニーズを反映しやすくするため、占用入札制度を導入することとし、横浜市道路占用料条例を改正します。

### 2 施行期日

公布の日から施行します。

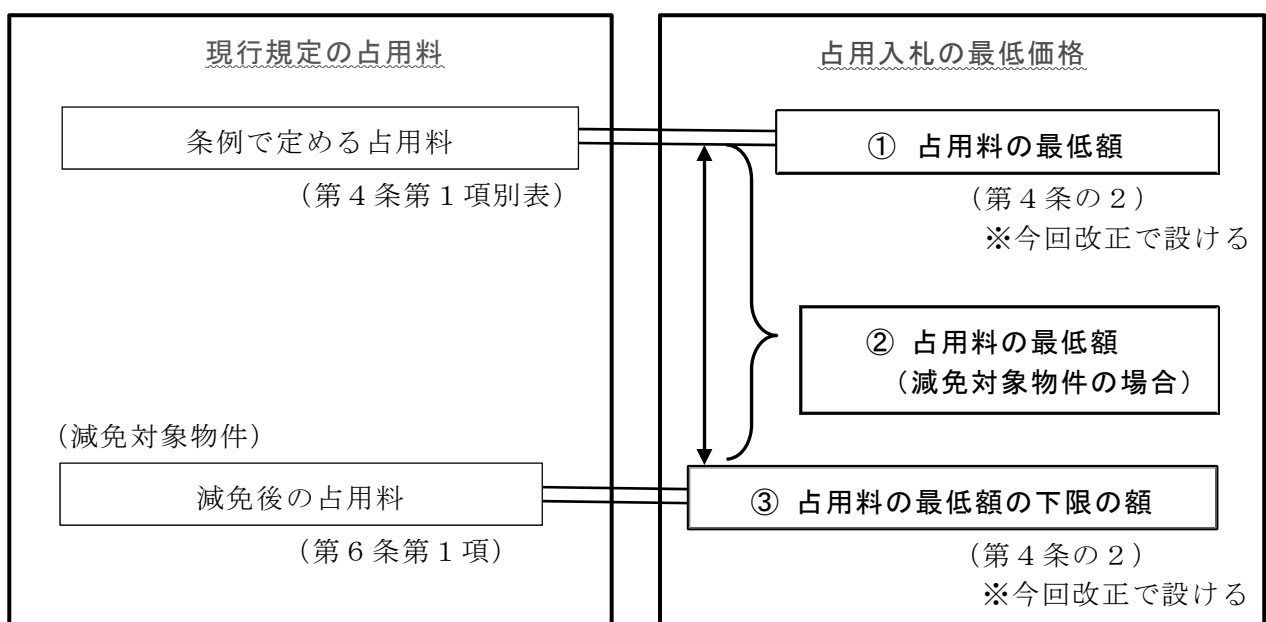
### 3 改正内容

占用入札の実施に当たっては、入札案件ごとに、公募要項に相当する「入札占用指針」を定め、当該指針には入札最低価格に相当する「占用料の最低額」を定めるべきとされています（道路法第 39 条の 2 第 2 項第 6 号）。

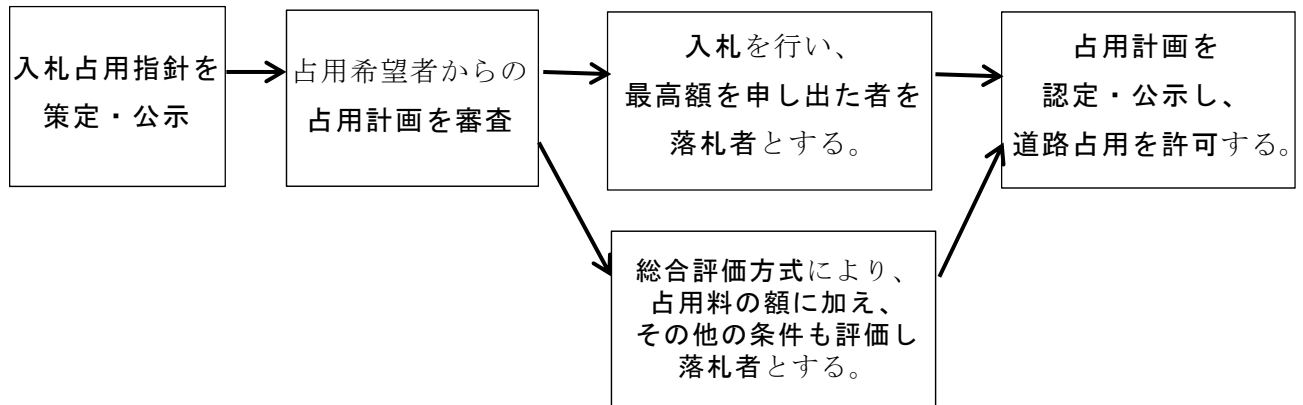
また、この「占用料の最低額」は、条例で定める額を下回ってはならないとされています（道路法第 39 条の 2 第 5 項）。

そこで、**新たに第 4 条の 2 を設け、「条例で定める占用料」を「占用料の最低額」とする**とともに、**減免対象物件については、「減免後の占用料」を「占用料の最低額の下限の額」とする**ことを規定します。

図 条例改正内容と占用料の最低額



#### 4 占用入札の流れ



#### 参考1 道路占用料収入の状況

平成26年度の道路占用料収入は約56億円で、道路の適正な管理のために、修繕や交通安全施設の整備等の一部に充てています。

#### 参考2 その他

- ① 入札対象施設等の例（収益性を有し、占用者の競合が見込まれる施設等）
  - ・ 太陽光発電設備、風力発電設備
  - ・ 食事施設（オープンカフェ等）、購買施設（駅売店等の小規模施設）
  - ・ トンネルの上又は高架下に設ける店舗、倉庫、自動車・自転車駐車場等
  - ・ その他道路管理者が占用入札に付することが適切であると認める施設
- ② 入札対象施設等の道路の占用場所  
道路の交通又は構造に著しい支障を及ぼさない場所  
（主に、高架下、法面、道路予定地など）
- ③ 占用計画の認定有効期間  
最大20年（占用許可期間：5年×4回）